

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

■地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 40 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 14 条）。

■主な修正事項

1 県外の原子力発電所又は原子炉施設の安全確保に係る情報連絡体制の追加

本県と、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構は、平成 24 年 3 月に福井県に立地する原子力発電所等の安全確保に係る情報連絡体制の確立について合意に達したので、その内容を反映させ、修正する。

【修正箇所】

- ・風水害・原子力等編第 2 編第 3 章第 5 節 6 「災害に関する知識の習得及び訓練等（※1）」において修正
- ・風水害・原子力等編第 3 編第 19 章第 4 節「県外の原子力事業所における異常時対策（※2）」において修正

【新旧対照表】

風水害・原子力編 p 3、4、24、25

(※1) 風水害・原子力等編第 2 編第 3 章第 5 節 6 「災害に関する知識の習得及び訓練等」

現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案
<p>防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県と中部電力株式会社との連絡会の設置</p> <p>県と中部電力株式会社は、「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」に基づく連絡会を定期的に開催し、相互の連携強化を図るものとする。</p>	<p>防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p> <p><u>県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「4 原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県と <u>4 原子力事業者との情報交換等の実施</u></p> <p>県と <u>4 原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。</u></p>

<p>(3) 情報伝達訓練の実施</p> <p><u>中部電力株式会社は、県との間で、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の異常時における情報伝達訓練を定期的</u>に開催するものとする。</p> <p><u>また、県は、関係機関との間で、中部電力株式会社から提供を受けた原子力発電所に係る情報について、情報伝達訓練を定期的</u>に開催するものとする。</p>	<p>(3) 情報伝達訓練の実施</p> <p><u>県は、4原子力事業者が行う原子力発電所又は原子炉施設の異常時における情報伝達訓練と連携して、関係機関への情報伝達訓練を実施</u>するものとする。</p>
---	--

(※2) 風水害・原子力等編第3編第19章第4節「県外の原子力事業所における異常時対策」

現行（平成23年11月修正）	改正案
<p>第4節 県外の原子力事業所における異常時対策</p> <p>「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」（以下この節において「<u>覚書</u>」という。）に規定する内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。</p> <p>1 事業者（<u>中部電力株式会社</u>）における対策</p> <p>(1) 県への情報伝達・報告</p> <p><u>中部電力株式会社は、覚書に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。</u></p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施</p> <p><u>中部電力株式会社は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。</u></p> <p>2 県（防災局、環境部）における対策</p> <p>(1) 防災関係機関への情報伝達</p> <p><u>県は、覚書に基づき、中部電力株式会社から情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。</u></p> <p>3 情報の伝達系統</p> <p><u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、覚書に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</u></p>	<p>第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策</p> <p><u>4原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。</u></p> <p>1 4原子力事業者における対策</p> <p>(1) 県への情報伝達・報告</p> <p><u>4原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。</u></p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施</p> <p><u>4原子力事業者は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。</u></p> <p>2 県（防災局、環境部）における対策</p> <p>(1) 防災関係機関への情報伝達</p> <p><u>県は、4原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。</u></p> <p>3 情報の伝達系統</p> <p><u>4原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</u></p>

2 防災基本計画の修正を踏まえた修正

中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会の最終報告が出されたことにより、提言内容の具体化を行うため国が防災基本計画を修正したことに伴い、必要な修正を行う。

【主な修正箇所】

<地震編>※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

- ・第2編第7章「避難者・災害時要援護者対策（※1）」
- ・第2編第10章「広域応援体制の整備（※2）」
- ・第3編第11章「水・食品・生活必需品等の供給（※3）」
- ・第4編第1章「民生安定のための緊急措置（※4）」

【新旧対照表】

地震編 p 6、11、25、29

風水害・原子力等編 p 5、6、18、27

(※1) 地震編第2編第7章「避難者・災害時要援護者対策」

風水害・原子力等編第2編第9章「避難者・災害時要援護者対策」

現行（平成23年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村にあつては、災害時要援護者について<u>の平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等の際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿ってそれぞれ策定に努めるものとする。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村にあつては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、<u>地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</u></p>

(※2) 地震編第2編第10章「広域応援体制の整備」

風水害・原子力等編第2編第10章「広域応援体制の整備」

現行（平成23年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やか</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やか</p>

<p>に災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p>	<p>に災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p>
---	---

(※3) 地震編第3編第11章「水・食品・生活必需品等の供給」

風水害・原子力等編第3編第10章「水・食品・生活必需品等の供給」

現行（平成23年11月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>○ <u>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p>

(※4) 地震編第4編第1章「民生安定のための緊急措置」

風水害・原子力等編第4編第1章「民生安定のための緊急措置」

現行（平成23年11月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</u></p>

【主な修正箇所】

<地震編のみ>

- ・ 第2編第9章「津波予防対策（※5）」
- ・ 第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策（※6）」
- ・ 第3編第9章「浸水・津波対策（※7）」

【新旧対照表】

地震編 p 7、8、17、23

(※5) 地震編第2編第9章「津波予防対策」

現行（平成23年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u> ・ <u>最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u> <p>○ <u>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。</u></p> <p>○ <u>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。</u></p>

(※6) 地震編第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」

現行（平成23年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。</u></p>

(※7) 地震編第3編第9章「浸水・津波対策」

現行（平成23年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。</u></p>

東日本大震災を踏まえ、現在までに各機関が進めてきた対策の見直し等を反映させ、必要な修正を行う。

【主な修正箇所】

＜地震編のみ＞

- ・ 第2編第9章第2節2「関係市町村における措置（※1）」
- ・ 第4編第1章第3節「住宅対策（※2）」
- ・ 第4編第3章「震災復興都市計画の決定手続き（※3）」

【新旧対照表】

地震編 p9、30、32、33、34、35、36

(※1) 地震編第2編第9章第2節2「関係市町村における措置」

現行（平成23年11月修正）	改 正 案
<p>(追加)</p> <p>(1) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すとともに統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置し、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。<u>また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。</u></p>

(※2) 地震編第4編第1章第3節「住宅対策」

現行（平成23年11月修正）	改 正 案
<p>第3節 住宅対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第3節 住宅等対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 復旧相談に係る協力要請</p> <p><u>被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害公営住宅の建設</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(2) 被災住宅等の復旧相談</p> <p><u>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補</u></p>

修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

(※3) 地震編第4編第3章「震災復興都市計画の決定手続き」

現行（平成23年11月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 大地震により大規模に被災した地区で、<u>緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県及び市町村との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。</u></p> <p>○ <u>中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）及び特例市（一宮市、春日井市）は関係法手続きをすべて原則として市で行うことから、「緊急復興都市計画整備地区」の指定についても市が行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（同章第1、2、3、4節省略）</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>県及び市町村は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）</u></p> <p>（削除）</p> <p style="text-align: center;">（同章第1、2、3節省略）</p>

4 津波水防警報の追加

水防法の改正により、新たに津波水防警報を行うこととされたこと等を反映させ、修正する。

【修正箇所】

<風水害・原子力等編>

- ・ 第3編第3章第1節7「気象予報警報等の伝達系統（※1）」
- ・ 第3編第9章第1節2「水防管理者における措置（※2）」

<地震編>

- ・ 第3編第10章第1節2「水防管理者における措置（※2）」

【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p 11、16、17

地震編 p 24

(※1) 風水害・原子力等編第3編第3章第1節7「気象予警報等の伝達系統」

現行（平成23年11月修正）	改正案
(追加)	<p>・愛知県津波水防警報</p>

(※2) 風水害・原子力等編第3編第9章第1節2「水防管理者における措置」

地震編第3編第10章第1節2「水防管理者における措置」

現行（平成23年11月修正）	改正案
<p>(1) 立退きの指示</p> <p>洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>	<p>(1) 立退きの指示</p> <p>洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>

5 愛知県の組織改正に伴う修正

愛知県行政機関設置条例の改正により、東三河総局が設置されたことを反映させ、修正する。

【修正箇所】

<地震編>※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

- ・第3編第3章第2節5「被害状況等の一般的収集、伝達系統」などにおいて修正

【新旧対照表】

地震編 p 15

風水害・原子力等編 P 12 など

現行（平成23年11月修正）	改正案
(図中) 方面本部（ <u>県民事務所等</u> ）	(図中) 方面本部（ <u>東三河総局・県民事務所等</u> ）